

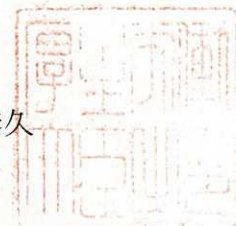
厚生労働省発基安0708第1号

平成 27 年 7 月 8 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案要  
綱」について、貴会の意見を求める。

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 粉じん障害防止規則の一部改正

- 一 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型する場所における作業を、労働者の健康障害を防止するための措置を講ずる必要のある粉じん作業として追加すること。
- 二 事業者は、砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型する作業に労働者を従事させる場合にあっては、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならないものとする。

第二 じん肺法施行規則の一部改正

- 一 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型する場所における作業を、じん肺健康診断を実施する必要がある粉じん作業として追加すること。

- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十七年十月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。